



Title	中国東北地域における植民地支配と農村社会 : 「東 安省」地主権力の変容
Author(s)	西村, 成雄
Citation	大阪外国語大学学報. 1987, 74(3), p. 1-33
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81162
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中国東北地域における植民地支配と農村社会 ——「東安省」地主権力の変容——

西 村 成 雄

The Agrarian Society in Northeast China under Japan's Rule
— The transformation of the landlord power during
the Sino-Japanese War of 1931~1945 —

Shigeo NISHIMURA

* * *

はじめに —— 問題の所在 ——

I. 1930年代前半期、密山県の社会と抗日政治勢力

(1) 密山県の社会構造

(2) 密山県下の抗日政治勢力

II. 「東安省」における植民地的土地所有の形成

III. 1930年代後半期、地主権力の変容と農村社会

むすび —— 土地改革の直面したもの ——

* * *

〔摘 要〕 試論在日本統治下中国東北農村社会和地主勢力的変遷

統治植民地最根本の經濟基礎在於合併領土。「盜其土地成為地主」(列寧語)是殖民地土地所有關係的總和。後藤新平早已論述過：「当務之急是向滿洲投資和移民。只有土地可以自由地借到，買到，投資和移民的計畫才能實現」。他指出了殖民地土地所有制的重要性。

1930年代，日本帝國主義在中国東北地區形成了上述的經濟基礎，而在這種經濟基礎的形成過程中，「農業移民」起了決定性作用。保護移民的國家機關「滿洲拓殖公社」實際上進行了土地的掠奪。當然，「農業移民」的歷史意義隨時代的不同而變化。正象淺田喬二所指出的那樣，1930年代後半期農業移民的性質是「作為協助維持滿洲國治安的移民」和「作為對蘇聯防備，作戰上的軍事補充的移民」。支撐着具有這一特性的農業移民是掠奪土地，而在「東安省」又是如何進行掠奪土地？這

是我們所要研究的第一個課題。

由農業移民所產生的殖民地土地關係對該地區的農業，農民問題產生了何種矛盾？ 并且該地區農村社会的階級統治關係發生了什麼樣的變化，是如何維持，強化的？ 這是我們所要研究的第二個課題。

はじめに——問題の所在——

領土併合という植民地支配の最も深い経済的基盤は、「土地を盗んで地主となる」(レーニン)に象徴されるような植民地的土地所有関係の創出にある。後藤新平が、すでに早く「満州に資本の注入と人を移入することは何よりの急要である。土地の借入買入さへ自由に出来る事になれば資本も人も入る方案はたつ」と述べていたことは、植民地的土地所有の重要性を指摘したものであった。

1930年代日本帝国主義の中国東北地域において、このような経済的基盤を形成するうえで決定的役割を果たしたのが、「農業移民」であり、それを保障した国策機関「満州拓殖公社」による事実上の土地収奪にあった。もちろん、「農業移民」の歴史的性質は時代によって異なるものであるが、1930年代半ば以後のそれは、浅田喬二氏が指摘するように、「『満州国』の治安確立・維持の協力者としての移民」「対ソ防備・作戦上の軍事的補助者としての移民」という特質を刻印されていた⁽¹⁾。この特質をもった農業移民を支えた土地収奪の過程を、「東安省」に即してとらえること、これが第1の課題である。

そして、こうした農業移民を楨杆にした植民地的土地所有の創出が、当該地域における農業・農民問題にどのような矛盾をつくりだしたのか。さらに当該農村社会の階級支配関係が、いかなる変容を蒙りながら維持され、強化されたのか。これらの展開過程をたどることによって、第2の課題である「東安省」における地主権力の存在様式をあきらかにしうと考えられる。そして、このことは、1945年8月以後の東北地域社会における政治的変革を支えた農民的土地所有創出＝土地改革運動を理解するための歴史的前提ともなる。

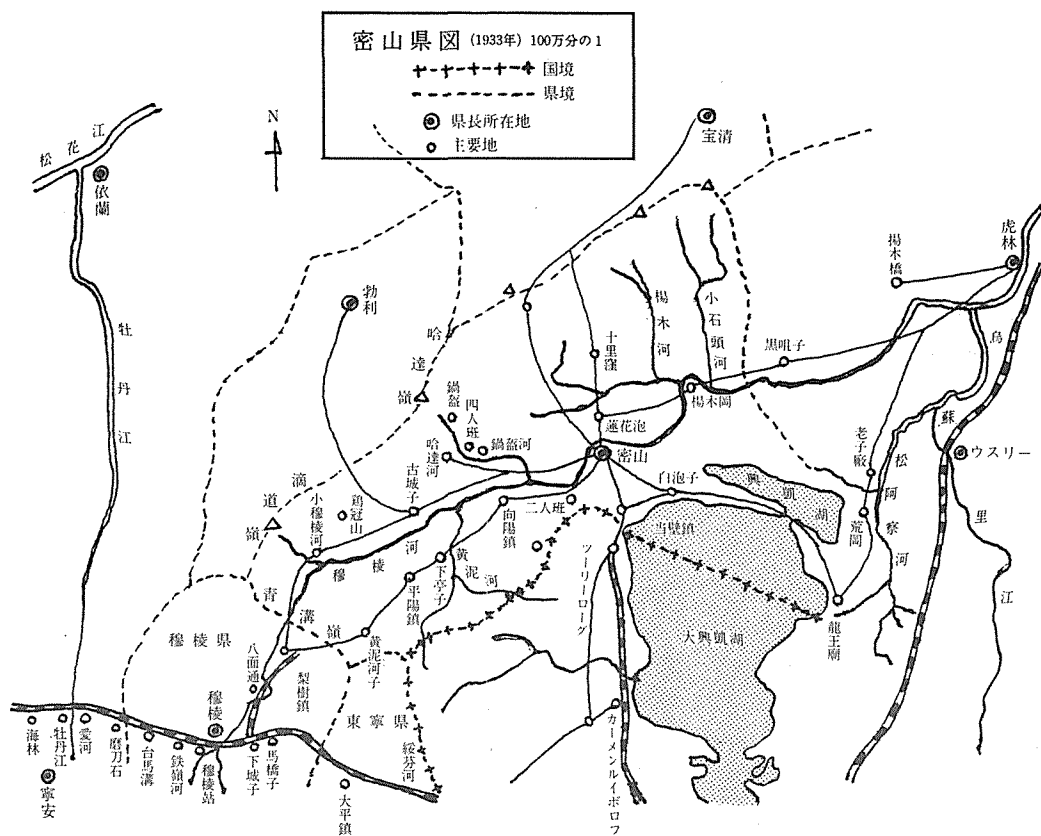
そこでまず、1930年代前半期、密山県（のちの行政区画「東安省」の中心地）の社会経済的状況と、抗日政治勢力出現の相互連関性についての分析からはじめる。

I. 1930年代前半期、密山県の社会と抗日政治勢力

(1) 密山県の社会構造

「満州事変」後の密山県は、日本側からいうところの抗日「政治匪」の影響下にある地域であった。「満州事変」直後の1932年1月、ハルピンで組織された「東北抗日自衛軍」（総司令：李杜

——もと依蘭鎮守使、護路軍總司令：丁超，副總司令：馮占海——もと吉林副司令長官公署衛隊團長)は、2月5日、ハルピン防衛に失敗し、その後、李杜や丁超らは依蘭に退きそこを根拠地としていた。5月上旬、日本軍第10師団(広瀬師団)は依蘭攻撃を展開、李杜、丁超の部隊は5月17日、勃利、宝清、密山方面に退却を余儀なくされた。「東北抗日自衛軍」の一部を率いた李杜や丁超らは、「中国国民救国軍」(1932年2月8日、延吉県小城子で、王徳林——もと延吉鎮守使吉興旅第63団第3營營長——らによって組織)と連携して、7月末、「聯合軍」を組織し、李杜が聯合軍總司令兼自衛軍總司令、丁超は護路軍總司令、王徳林は抗日救国軍總司令に就任した。しかし、この自衛軍と救国軍は、ひとつには日本軍側からの挑発を受けるなかで、相互に敵対しい、たとえば丁超は、密山の平陽鎮で救国軍第2補充團團長蘇懷田ら36名をおびきよせて殺害する事件をひきおこしたり、他方、救国軍總司令孔憲栄が梨樹鎮で自衛軍の馬憲章(聯合軍左路總指揮)を殺すといった事件がつづいた。同年秋、日本軍第10師団は、勃利、宝清、密山を攻撃、このなかで丁超は宝清で日本軍に投降、翌33年1月には「満州国内務部大臣」に就任する。李杜は、密山での軍事的敗北のなかで、33年1月、虎林からソビエト領へと入った。救国軍の王徳林らも、東寧を失い、33年1月13日ソビエト領に入った。



〈第1表〉

「頭目」	概 歴	部下数	「蟠居地」
張 雨廷	王徳林残党旧救国軍	500	平陽鎮南方40km全場溝
胡 膳打	〃	300	平陽鎮東南30km興隆溝
劉 鳳堂	〃	300	〃
武 殿臣	〃	300	〃
李 春貴	旧自衛軍刑占清旅長部下	800	向陽鎮北方20km大鍋盔
馬 玉林	〃	300	平陽鎮北方10km哈達河
劉 漢奇	〃	250	〃
李 玉豊	劉萬魁部下大刀会匪	200	平陽鎮北方35km鷄冠山
劉 萬奎	〃	300	平陽鎮南東30km興隆溝
双 勝	劉萬魁の部下	300	密山北方15km八方
坐 山	〃	200	向陽鎮北方18km四人班
張 宝和	旧自衛軍単春霖の団長	500	密山東北35km楊木崗
劉 銳臣	〃	200	楊木崗東南35km荒崗
慶 営長	丁超旅の残党	300	向陽鎮北方18km四人班
張 鞏奇	刑旅の営長	600	向陽鎮北方20km大鍋盔
葛 炮	丁超旅の残党	250	向陽鎮北方18km四人班

(出所：『満州国地方事情』，92～93頁)

こうして、33年初には、自衛軍も救国軍も瓦解してしまうが、自衛軍の残部は密山、宝清、虎林、饒河、勃利などで、救国軍の残部も東寧、寧安、穆稜、密山、虎林などで活動をつづけた。⁽²⁾

同時期、1933年、「満州国大同学院」の派遣した「満州国地方事情」視察員は「吉林省・密山県」を訪れて、密山県の状況を次のように報告していた。⁽³⁾なおその当時の地図を掲げておく(前頁)。

まず、「満州事変」以後の政治状況は、「李杜、劉萬魁、単春霖を首魁」とした「自衛軍」約20万が「蟠居」し、それに対する日本軍の出動はあったが、「其の討伐は県の縦貫道路を自動車にて追拂ひしに止まり」、かれらは「四散して附近の部落に蟠居」した。その概要は第1表で示される。もちろん、ここに掲げるのはその一部である。

1933年2月6日から8日の朝にかけて日本軍が密山県城(人口4,000人)を撤退した段階の「警備力」は「警察隊」として「騎兵隊長」李慶のもとに70人、「歩兵隊長」李有年のもとに80人、および「公安局員」10名、「自衛団員」50人の210人であった。このうち、「騎兵隊」は、平陽鎮で「帰順した旧自衛軍森林警備隊団長・李慶」の部下であり、「歩兵隊」は、33年1月22日「帰順せる旧自衛軍第9旅単春霖の団長孟繁森」の部下からなっていた。密山とならんで重要な平陽鎮(人口5,000人)から日本軍が撤退したのは2月12日であったが、その「警備力」は「警察員37名、公安局員10名、自衛団100名」と、宝清で「帰順した旧自衛軍司令丁超の部下劉東漢営長の率いる歩兵200」で、それらに加えて「吉林軍騎兵遊撃第1支隊独立営長陶冶の率いる2箇連220名」が主力であった。

これらに対し、日本軍撤退を機に、密山には双勝らが、平陽鎮には「旧自衛軍・旧救国軍の残党」を集めた張鞏奇らが攻撃を加え、一時的に占領する事態を生じた。張鞏奇は、「当隊は日本軍撤退後の平陽鎮一帯の治安維持に任ずるものなり」と主張したという。

「匪賊出没表」によれば、33年2月2日から7月31日までの半年間に、県城を含む県下各地域に合計142回の「匪襲」があり、これらとの関連で「日満軍、自衛団、警察隊」による「匪賊討伐」が、1月20日から7月28日までの間に、計49回なされた。

こうした状況を、報告者は「密山県下は民に生色なく火の消えた様な状態である」とし、「中国共産党、朝鮮共産党の暗躍と併せ考ふる時、治安維持を、国策遂行を、国境警備の完璧を切々として感ずる」と記していた。

行政区画においては、県下を「警察署」管轄下の「6区19保」に区分し、各保は「甲」に分けられた。各保には「保董」が置かれ、有力者が任じられた。6区と各保の地域名は第2表のとおり。

33年6月30日現在で密山県の戸口は約22,000戸、147,700人という状況であった。その内訳は第3表に示す。

密山県下に約12,500人の朝鮮人が在住し、県下人口の約1割を占め、地域的には、半截河や哈

〈第2表〉

第1区	密山県	(東鳳綿鎮, 王家屯, 白泡子, 三梭通, 西鳳綿鎮)
第2区	荒崗	(荒崗)
第3区	半截河	(二人班, 下亮子, 半截河, 水曲流河)
第4区	哈達河	(連珠山, 王家燒鍋, 坡子河, 大鍋盔, 小鍋盔)
第5区	楊木崗	(楊護鎮, 楊樹河子)
第6区	平陽鎮	(平陽鎮, 鷄冠山)

〈第3表〉

地 域 項 目		第1区 密山県城	第2区 荒 崗	第3区 半 截 河	第4区 哈達河(子)	第5区 楊 木 崗	第6区 平 陽 鎮	合 計
戸 数 総 計		5,131	366	5,096	3,568	2,826	5,223	22,210
人 口	男	18,267	1,414	17,295	15,827	13,743	18,564	85,110
	女	10,786	1,092	13,409	12,754	11,333	13,239	62,613
	計	20,053	2,506	30,704	28,581	25,076	31,803	147,723
戸 数・人 口 内 訳	中国人戸数	4,879	265	4,519	3,092	2,499	5,031	20,285
	人口	27,407	1,818	27,021	25,427	23,074	30,464	135,215
	朝鮮人戸数	252	98	577	476	327	192	1,922
	人口	1,642	678	3,679	3,154	2,002	1,339	12,493
主 要 職 業 別 戸 数	日本人戸数	—						—
	人口	5(日系官吏)						5
	雑貨・飲食	149	16	100	31	22	160	478
	油 房	19	5	10	8	5	6	53 (年産160万斤)
	製 粉	18	3	12	0	0	10	43
農 業		4,714	310	4,854	3,438	2,721	4,829	20,866 (94%)

※本表は「各警察署長督励の下に警察官吏と各保董協力し厳密に調査せしものなり」と言う。
(出所：『満州国地方事情』, 96～100頁より作成)

〈第4表〉

	密山県城	荒 崗	半 截 河	哈達河子	楊 木 崗	平 陽 鎮	合 計
大 豆 (石)	44,650	3,800	94,700	46,160	11,750	73,500	274,560
高 粱 (石)	1,660	230	15,040	4,644	496	18,400	40,470
粟 (石)	400	58	8,480	2,931	114	9,600	21,583
水 稻 (石)	2,800	300	27,500	19,520	9,500	12,750	72,370
罌 粟 (斤)	207,840	2,700	19,500	—	3,105	54,000	287,145

*「阿片は税金の関係等よりして」「信を置き得ず」
(出所：『満州国地方事情』, 137～138頁より作成)

達河子に約55%が集中していた。

ところで、「東北抗日自衛軍」の李杜らが密山に入ってから、「密山県地方財務処」に命じて「金融流通券, 91万54元」を「強制流通」させ、「哈大洋」と同一レートとしていたが, 33年初頭, 日本軍の「進駐」後, 価値下落し, 「哈洋1元＝地方票4元」というレートになり, 33年度の「経済界に重大な影響を及ぼした」。さらに, 「自衛軍」は, 32年7月から12月までの「税捐徴収局における国税収入」(吉洋, 7,652元, 哈洋, 3,528元, 密吉洋＝地方流通票, 13,840元)を「横領」したという⁽⁴⁾

すでに第3表に示されたごとく, 農業が中心的産業であるが, 33年の生産高は第4表のとおり。やはり, 大豆生産がかなりを占めている。なお, 一畝あたり大豆平作年は2.87石といわれる。

1929年10月の「中東路問題」によるソビエト連邦との交戦以前は, 特産大豆の輸出が国境地域の當壁鎮で年額約10万石に達していたといわれるから, その他の地域, 白泡子や龍王廟, 荒崗を通じた「密輸出」を含めると, かなりの量となっていたと考えられる。密山, 虎林地帯が「ウラジヴォストーク経済圏」といわれた理由でもある。

1933年半ば以降の時点での以上のような「密山県報告」は, 「満州事変」以後, 急激に結集していった「東北抗日義勇軍」の広範な展開と、侵略に抵抗するという点でのその自然発生的性格を, 密山県という場において反映したものであったといえよう。したがって日本軍による33年末から34年以降の本格的「討伐作戦」のなかで, こうした諸勢力は「瓦解」させられてゆくことになるとともに, 他方で, 中国共産党とその影響下にある軍事的抵抗勢力が前面に出てくるようになる。そこで, こうした問題にふれる前に, 1930年代半ばにかけての密山県の変貌過程を, 主として社会経済の構造的転換という視角から追跡しておこう。⁽⁵⁾

前記「密山県報告」(第3表)との比較でみると, 35年3月時点で, 人口156,399人(8,676人増加), 戸数24,432戸(2,222戸増加), そのうち中国人143,147人(7,932人増加), 朝鮮人13,075人(582人増加), 日本人162人(50戸, 157人増加), ロシア人15人(2戸増加)となっていた。農業従事者数は総戸数の74.5%(18,303

〈第5表〉

	戸 数	%
自 作 農	6,770	36.63
自作兼小作農	4,050	22.49
小 作 農	7,483	40.88
計	18,303	100.00

(出所：『民政部調査月報』1-3, 20頁)

〈第6表〉

千 晌 土地種別		A 表		B 表	
		面 積	総面積比(%)	面 積	総面積比(%)
可 耕 地	既 耕 地	187.4 (137.94 ha)	13.5	187.4	20.38
	未 耕 地	337.6	24.3	337.6	36.72
	計	525.0	37.8	525.0	57.10
不 可 耕 地	山 地	504.4	36.3	374.4	40.72
	平 地	360.0	25.9	20.0	1.18
	計	864.4	62.2	394.4	42.90
総 計		1,389.4	100.0	919.4	100.00

*単位は千晌（1 晌＝0.736ha）

* A 表は不可耕地に「官有地 47 万余晌の山林、山地、湿地」を含む。

B 表は「官有地」を除外した私有地のみの面積。

（出所：『民政部調査月報』1—3，21頁）

戸），総人口の69.6%（108,992人）で，その階層別分布は前頁第5表のとおり。

この分類では「雇農層」を区別せずに「小作農」項目に混入しているが，そのうちの「30—40%」が雇農にあたるとみられるから，「自作農」および「小作農」比率が相対的に高い状況にあった。農耕地面積は第6表で示される。

密山県における土地払下げ面積についてみると，当時の「官有地と私有地」の比率は，33.83%対66.17%となっており，「官有地」の「私有地化」がかなりすすんでいたといえる。歴史的には，密山県は1913年に，蜜山府（1905年設府）から改県された地域であり，清朝末期の「開墾政策」のもとで，「蜂蜜山地区」として，蜜山，虎林，穆稜，宝清などを含めて，1899年「招墾局」を設置，1900年義和団運動時のツアー・ロシアの侵入で一時中断され（「墾戸」の逃亡多いため），1902年再度「招墾局」が「綏芬庁属穆稜河街」に設けられ，その「分局」は鳳綽鎮（現，密山）と呢嗎口（現，虎林）に設置，「荒地」の開放をおこない，1911年までに992,000余晌の払い下げ面積となっていた。⁽⁶⁾

こうした「払下げ」が「政治的権力」と結びついた「財力所有者」に独占される傾向は在地主権力の形成過程としてとらえられよう。

さて，土地所有関係の概略をみると，5晌以上の土地所有者が農家戸数の5%（約915戸）を占めているといわれるが，この点はさしあたり資料のまま転記するにとどめたい。では，農作物別一晌当販売価格の時系列分析からみた農家収支への影響をみてみよう（第7表）。

第7表は1晌当たりの収入を示したものであるが，1933年から34年にかけては，27，28年の水準を大きく下回り，35年においても「民国時代に於ける頃の2分の1の価格をしか維持していない」。あきらかに世界恐慌が特産大豆生産を直撃した結果であった。いま，密山県内の「模範的自作農家」5戸の収支を例示してみる（第8表）。

〈第7表〉

年次 \ 作物	大豆	高粱	穀子	小麦	包米
1927年	56.00	62.46	62.58	62.76	—
28年	67.20	83.28	98.34	61.81	—
1932年	25.20	41.62	44.70	—	55.50
33年初	25.20	41.62	35.76	43.40	46.30
33年末	7.80	9.71	13.37	65.10	18.52
34年	9.80	12.14	13.41	65.10	18.52
35年	28.00	31.23	31.29	62.93	46.30

* 密山県における1晌当平均生産高の時価(元)

(出所:『民政部調査月報』1-3, 30頁)

〈第8表〉

農家 番号	項目 年次	経営面積 (晌)	総 収 入 (元)	内 訳			総 支 出 (元)	主 な 内 訳			差引収支
				農業収入	副業収入	雑収入		食 費	雇人費	公 課	
〔1〕	1927年	60	4,330	3,800	280	250	3,570	820	1,020	120	760
	33年	50	1,015	765	150	100	1,789	590	390	225	△774
〔2〕	1927年	50	4,571	3,988.5	500	100	3,121.4	450	1,010	122.4	1,449.6
	33年	50	1,055.5	870.5	140	45	2,013.6	330	690	183.6	△957.1
〔3〕	1927年	40	2,787	2,645	65	76	2,271	410	1,040	90	516
	33年	40	748.15	703.15	—	45	1,673.25	300	740	202	△925.1
〔4〕	1927年	30	1,976	1,831	85	60	1,545.5	200	720	45	430.5
	33年	30	619.4	539.4	50	30	892.5	122	456	42.5	△273.1
〔5〕	1927年	25	1,737	1,519	78	140	1,421	345	450	81.6	315
	33年	25	701	441	104	156	1,001.8	175	456	99.6	△300.8

* 1934年調査による(密山県)

△は差引不足

(出所:『民政部調査月報』1-3, 31頁)

農家番号〔1〕は、5ヶ年の間に、経営面積を10晌減らし、33年には不足額774元となり、他の農家も軒なみ負債を生じている。つまり、「模範的自作農家」の経営は、農業生産の場で重大な危機に陥っていたのである。ところが、「雇人費」に象徴される雇用労働費の総支出に占める割合は、27年と33年の比較で〔1〕は28.57%, 21.8%, 〔2〕は32.35%, 34.26%, 〔3〕は45.8%, 44.81%, 〔4〕は46.56%, 51.09%, 〔5〕は31.76%, 44.51%となっていて、ほぼ一定比率を維持している。これは、「雇農」層が、当該地区の農業経営に不可欠の位置を占め、かつ、全体として「雇主」との関係において一定の地位を確保していたことを示している。「開拓」地域の「労働力不足」という条件が、こうした事態を規定したひとつの要因であろう。しかし、33年の収支にあるごとく、農業恐慌の影響は、「雇人費」の絶対的減少をもたらし、さらには日本側の「土地商租の結果、不耕作熟地」を生みだし、雇用機会を減少させるというなかで、「長工の賃銀」は、33年の最高150元、最低120元が、35年にはそれぞれ120元、80元へと低下したのである。「雇農」層の

生活条件が劣悪化したことも明瞭であろう。

農家の「公課負担」については、上記第8表にもあるように、総収入に対する比率でみると、農家〔1〕は27年は2.4%であったのが、33年には22.1%に増大、農家〔2〕では2.46%が17.4%へ、〔3〕では3.2%が13.6%へ、〔4〕では2.3%が6.7%へ、〔5〕では4.71%が14.2%へと3倍から10倍もの高率を示していた。これが「模範的自作農家」なのだから、「これ以下の自作農及小作農」は、「公課負担」において「これ以上に大なる負担を負わされている」としなければならない。この「民政部拓政司」所属の執筆者自身が次のように述べざるをえなかったのである。「これ程の負担を負はせ乍ら国家として此等農民に対する諸事業、諸施設は何等見るべくも無く、僅か治安維持のみ、之も、富裕なる部分の農家のみが多く恩恵を蒙るだけであって、小農達はこの事についても生命の危険を感じなければならない状態である⁽⁷⁾」

1933年の初め頃、すでに「自衛軍」や「救国軍」はその組織的抵抗を終えていたが、以上みてきたような密山県での農民経済の危機はなお持続しており、この一般的社会的基盤の上に、数多くの「匪賊」が存在しえたといえるだろう。そして密山県における農村社会の、もう1つの柱である地主経済の内的構造をあきらかにすることによって、その社会的基盤をより深くとらえることができる。

非常に不十分な資料である第5表からみても、「小作層」はかなりの比率を占めている。物納定額地代が最も普遍的で、第9表は、密山全県の「小作料平均」と响当平均収量である。主要作物3品（物納地代でもある）の平均収量との比較で、「小作料率」は、上地で22%、中地で21%、下地で20%となる。

しかし、実際の「納付額」はこれを上まわり、家賃、農具、役畜などの諸費用、さらに田賦と响捐（これらを大租というが、納税義務は地主にある）の転嫁などがそれである。もちろん「保甲費」は「小作人」負担である。かくて、「小作人」の手に入る収穫物は大幅な減少を示すのみか、「商品経済」にまきこまれた市場的作物である大豆などは、市場価格の下落をそのまま反映し、第8表のごとく、農民経済は悪化せざるをえない。密山県の場合、平均的商品化率は「大豆：97%」を示し、その他「高粱：77%」、「粟：46%」、「米：64%」という状態であった。粟など自家消費量の多いとされる穀物も、最高では62%を商品化していたのである。「南満」との比較で、こ

〈第9表〉

地目		上 地	中 地	下 地
平均小作料（石）		1.00	0.84	0.57
一 响 当 平 均 収 量 （石）	大 豆	3.44	2.92	2.24
	高 粱	5.40	4.40	3.10
	穀 子	5.40	4.60	3.40
	平 均	4.70	4.00	2.90

（出所：『民政部調査月報』1—4、33頁）

れら商品化率の高さは第10表から明らかであろう。これら「小作人」層が、第8表で明らかにされた「模範的自作農家」の生活水準と比較して数段の劣悪さに陥しいれられていたことはいうまでもない。

このようにみても、「満州事変」直後の32年はもとより、33年から35年にかけて、密山県の農業経済のあらゆる

〈第10表〉

作物 \ 地域	「南満」	密 山
大 豆	83%	97%
高 粱	42%	77%
粟	22%	42%

(出所：『民政部調査月報』1-4, 40頁)

層が経済的危機に陥っていたといわざるをえない。その危機は、中国民族にとっての植民地支配という政治的危機と結びついて、ひとつの「異なる政治的空間」をつくりだす（「抗日救亡」政治の形成）条件となっていたといわねばなるまい。ここに、密山県一帯に、その「軍事的討伐」にもかかわらず、抗日勢力が存在しえた社会的根拠があった。この「異なる政治的空間」はなお流動的であったが、これを密山県において意識化し、かつ、そこに組織をつくりだしたのが、33年以降の中国共産党による抗日遊撃区の創出にほかならなかった。

以下、主として密山地域の中国共産党を中心とした抗日政治勢力の形成についてふれておきたい。なぜなら、この抗日政治の社会的空間はすでに述べた密山県の社会経済的構造と現実を基礎にして誕生したものであることを明らかにしなければならず、また同時に後述する1937年7月以降の植民地統治の強化（植民地の土地所有の大規模化）こそ、実は30年代前半期の密山県の社会構造を根本から再編成してしまうほどの政治的経済的影響を与え、その結果、「抗日救亡」政治の社会的空間は「窒息」させられてしまうことになったからである。

(2) 密山県下の抗日政治勢力

密山県内で抗日武装が組織されたのは1932年春で、平陽鎮小石頭河子の「保董」蘇懷田、その友人、田宝貴、聶海山、楊太和などの指導下に200人ばかりを、「救国軍」の李延禄は救国軍総司令王徳林の同意を得た上で、「補充二団」として組織し、第1副団長に蘇懷田を、営長に楊太和、団部副官に聶海山を任命した。冒頭でふれた「平陽鎮事件」は、この夏「自衛軍・護路軍司令」の丁超らによってひきおこされたもので、蘇懷田はこの時殺害された。楊太和は三営を率いて、平陽鎮小石頭河子を離れ、救国軍の基地興源鎮へ退いた。⁽⁸⁾

この頃、32年6月には中共寧安中心県委（31年冬成立）が綏寧中心県委に改組され（書記：朱守一）、そのもとに寧安、穆稜県委、密山、東寧区委が所属し、党員293人を擁していた。⁽⁹⁾

32年11月、綏寧中心県委の会議で、日本軍の攻撃（第10師団第8旅団）にそなえ、党の指導下にある武装部団の掌握が提起され、李延禄指導下の補充団は、日本軍との戦闘直後の33年1月4日、五河林で「反日遊撃総隊」を樹立、隊長に李延禄、政委に孟涇清、参謀長に張建東を任命し、4個団と1支隊を置いた。しかし日本軍との戦闘で少なからず損失を蒙っていたので、第1团团長楊太和の部隊は密山に帰って遊撃活動を展開しつつ、散在する隊員を收容することとなった。李延禄らの部隊は寧安にひき返し、1月下旬、救国軍が互解したもとでの残存部隊と聯合して

「東北抗日救国游撃軍」を編成、あらためて三個団（このうちの第1団が密山の楊太和で約60人）、歩兵營、騎兵營、游撃支隊とした。合計800余人であった。⁽¹⁰⁾

その後4月3日、李延祿らは、汪清県馬家大屯で東滿特委書記童長榮から、33年1月26日付中共中央の「滿州各級党部および全党員に与える手紙」の内容を伝達された。この「1.26指示」を聞いた李延祿らは、密山一帯の自衛軍や護路軍の残存部隊とも連絡をとるべく、密山への展開を決定し、寧安や汪清出身の部隊員の「思想整頓工作」を行った上で（というのも5月下旬、密山への移動を拒否した兵士80余人の逃亡事件があったため）、6月、密山へ出発した。6月下旬、李延祿ら400余人は、密山県平陽鎮近くの大石頭河子で楊太和の第1団と会師することとなった。⁽¹¹⁾

ここで、部隊の整頓をおこない、吉東局（33年5月成立、綏寧、虎饒、東滿を指導）職工部長呉赤峰とともに、軍内に党支部再建、反日会の組織、「反日山林隊」との聯席會議の開催などをとりきめ、7月、各反日武装勢力と共同抗日しうるように「東北人民抗日革命軍」と改称した。⁽¹²⁾しかし、33年後半期の密山での活動は、9月に「平陽鎮攻撃」計画をたてたが、逆に、向陽鎮（半截河）の「滿州国軍」と「地主武装隊」に攻撃され損害を受けるにいたった。こうしたことなどが兵士に影響し、「離隊」するものも増加し、寧安からきた部隊も帰還してしまっただ。⁽¹³⁾

李延祿らはこれらの状況のなかで、10月6日、密山県城攻撃をおこない、城内の「抗日会」員と連携して越冬用の物質や武器を獲得することができたという。⁽¹⁴⁾

これより先、32年冬、中共密山区委は密山県委に改組され、朴鳳南が副書記、李成林が宣伝部長となり、穆稜河北岸の哈達河頭段に県委機關を設置した。33年3月、密山県反日総会が成立したが、その頃の全県黨員数は300人余であった。⁽¹⁵⁾

ところが、この県委の朴鳳南と「東北人民抗日革命軍」の李延祿らとの間に、抗日のすすめ方をめぐって意見の対立が生じていたという。李延祿の回想によれば、第1は「亮山」、「邱甲長」、「王蔭武」という3つの「山林隊」グループと「団結抗日」しうるかどうかという問題。第2は、33年11月の日本側の「鉄砲、地券取り上げ」政策からはじまった「土龍山暴動事件」につらなる運動への支援をおこなうべきかどうかの問題。この2つとも、李延祿はおこなうべきだ（事実、33年末に「東北人民抗日革命軍」は4人の参謀を謝文東のもとに派遣していた）と考えたが、朴鳳南はいずれも反対したという。これらの問題以外にも、「中国人は中国人を攻撃するな」というスローガンに賛成していた李延祿らにたいし、それには「階級的内容がない」とする県委からの批判があった。34年2月、これらについての合同緊急會議は結局結論を出せず、李延祿ら4人を上海の党中央に派遣し指示をあおぐこととなった。⁽¹⁶⁾李延祿は、上海で王徳林や李杜（上海抗日救国会武装部長）とも会い、江西ソビエト区から来た毛沢民の指示を受け、7月密山に帰った。⁽¹⁷⁾

この間、密山県委は34年春、反日会が弾圧を蒙るなかで、哈達河溝に独自の「密山反日游撃隊」を組織し（3月20日）、旧歴4月下旬には「第2次哈達河暴動」を計画したが、日本軍側の「討伐」に遭い、隊長の朱守一は犠牲となった。その後、穆稜河の南で活動していた李延祿部隊と游撃隊は合同作戰をとり、穆稜河の河北へ移動した。⁽¹⁸⁾

1934年秋、中共コミンテルン代表団から吉東に派遣された呉平（楊松）は、34年4月に破壊され6月に組織的に解消されていた「中共吉東局」の再建をはかり、その過程で同年10月「満州省委巡視員の資格をもって、哈達河溝に「密山县委拡大会議」を召集した。そこでは、「密山游撃隊」と「東北人民抗日革命軍」の統合を決定、「抗日同盟司令部」を設置、新しく選出された密山県委が指導することとなった。しばらくして、「東北抗日同盟軍第4軍」と改称するが、これは「南満、楊靖宇第1軍」、「吉東・王德泰第2軍」、「哈東・趙尚志第3軍」との関連であり、「寧安・周保中第5軍」も予定されていた。⁽¹⁹⁾

呉平は、李延禄の回想によれば、「抗日救国6大綱領」にもとづく、「自覚的統一戦線」への移行を強調し、たとえば、謝文東らが「抗日」であるかぎり「聯合」しなければならず、その意味で「ソビエト革命」ではなく「抗日」という点からみると、「東北人民革命軍」の名称は変更すべきであるとした。また、勃利県の青山で蘇衍仁が実施している林業資本家に対する「救国捐徴税制度」も「抗日游撃根拠地」の建設方式のひとつであると指摘した。⁽²⁰⁾ 回想録からくる制約はあるが、34年秋頃から「抗日」のもつ政治的意味が第1線のレベルで、しだいに定着しはじめていたことがよみとれるだろう。

34年12月、日「満」軍による密山穆稜河の北部山地に対する「掃蕩」を避けるため、勃利県大通溝一帯に移動、勃利・密山・穆稜の三県の山岳地を中心に活動を展開、35年1月頃には3百余名の「反日会」を各地に組織した。抗日同盟軍第4軍の「一団長」楊太和らは、密山・勃利交界地帯で活動するなかで、「満州国軍」の「反乱部隊」を編入し、2百人に増大していた。他の団も依蘭や勃利で発展した。こうして、35年9月頃、第4軍は7箇団と一独立旅という建制をもつにいたった。⁽²¹⁾

このような発展のひとつの重要な基盤は、35年はじめ頃から本格化しつつあった「抗日武装勢力」との共同行動であり、また「満州国」側の軍警との間での「秘密不戦盟約」締結という、多様な軍事作戦（「抗日同盟関係」とよばれた）の展開にあった。これらが「抗日」を基軸とした政治的再編成を意味したことはいうまでもない。さらに、反日会、婦女会、児童団といった大衆組織の拡充もそうした動きの一環であった。ちなみに35年7月、上海抗日救国会の武装部から派遣された王克道（王大穎）記者の第4軍視察とその後の報道は、全国的に東北の抗日運動が知られることになったものであった。この頃、密山・勃利・依蘭・方正一帯には、「抗日宣伝」のビラやスローガン、パンフレットなどが第4軍によって配布されていたという。⁽²²⁾

ちょうどこの頃、35年9月はじめ、「東北人民革命軍第3軍」と「東北抗日同盟軍第4軍」の指導者たちが会合した時、吉東特委（35年春成立のち、36年2月破壊さる）から送られてきた「中共中央8・1宣言」（「抗日救国のために全同胞に告げる書」）を受けとり、そこで言われている「東北人民革命軍や各種の反日義勇軍の抗日聯軍への編成替」を展開することになった。その一環として、李延禄は謝文東や李華堂と連絡をとり、9月26日、南刁翎の「満州国軍」拠点を攻撃、成果を得た。10月11日付の「東北抗日聯軍から関内軍政指導者および各種団体に宛てた電報」も、

抗日聯軍形成への歩みであった。この年の日本軍「秋季大討伐」に対しても広範囲に移動しつつ抵抗をつづけた。

翌年36年1月26日、湯原県で開催された「東北抗日聯軍軍政聯席拡大会議」は「東北抗日民衆軍」の謝文東や「自衛軍」の李華堂らを交えて、「東北人民革命軍第3軍」、「東北抗日同盟軍第4軍」、「湯原抗日游撃総隊（1月30日には東北人民革命軍第6軍と改称）」の代表者たちによって主導され、「東北抗日聯軍臨時政府」の樹立と、「東北民衆抗日聯合軍総司令部」の設立を決定した（総司令：趙尚志、総政治部主任：張寿鏐）。しかし、これは「北満」を中心としたもので全東北的規模のものではなかったが、その後2月20日に出された「東北抗日聯軍統一軍隊建制宣言」では、東北各地の抗日武装勢力を「東北抗日聯軍」と総称し、各部隊番号の確定をおこなった。⁽²³⁾ 李延禄の指導する第4軍も、36年2月には「東北抗日聯軍第4軍」として新たな建制となった。このとき部隊は2,100余人にまで増大していた。⁽²⁴⁾ 3月15日、李延禄は中央の指示で関内に入ることとなり、後任の李延平はかれを密山まで送り、李延禄はソビエト経由で関内に赴いた。同年4月、すでに牡丹江から勃利まで「図佳線」が修築されている（註(40)参照）条件のなかで、日本軍は勃利・林口一帯に「春季大討伐」をおこない、抗日聯軍に損害を与えた。一方、聯軍は5月下旬、密山県の哈達河街に攻撃を加えた。⁽²⁵⁾

その後、第4軍は「三江省」の富錦、宝清に新たな「游撃区」を開き、36年秋には、虎林・饒河で展開していた第4軍2師が独立して「東北抗日聯軍第7軍」（軍長：陳栄久、参謀長：崔石泉）となった。第4軍は36年の冬、宝清県大葉子溝を中心として基地をつくり、部隊の整頓をおこなった。

ところが37年7月の「盧溝橋事件」後、日本軍は「後方安定化」のため、「満州国軍・警察隊」を主体とする「三江地方」に対する「討伐」を強化、同年7月から39年3月末までの21ヶ月間継続させた。⁽²⁶⁾ 軍事動員数でみると、33年上半期の「討伐」では数百人でしかなかったのが、34年秋から35年にかけては4千人規模に、そして36年夏の「南満抗日游撃根拠地」への攻撃には日「満」軍1万6千人による「掃蕩」がなされるにいたった。37年7月以降は、「三江省」を重点的地区とし、「関東軍第4師団、満州国軍混成第16旅、23旅、27旅、28旅、靖安軍4個団、興安軍支隊」など、合計2万5千余が投入されたのである。⁽²⁷⁾ そして37年末から38年春にかけて「三江地区」の「反満抗日軍」を包囲鎮圧にあたった。もちろん、だからといって簡単に「鎮圧」できたわけではなく、すでに「東北抗日聯軍」はこうした事態に対応して、37年10月「東北抗日聯軍第2路軍」（総指揮：周保中、もと抗聯第4軍、第5軍、第7軍、第8軍、第10軍などを統轄）を編成、38年春、「西征」という突破作戦を展開し、「敵後方の游撃根拠地」創出をめざした。しかしながら「西征部隊」が勃利・密山・穆稜を經由した5月下旬、この地域は完全に「集団部落」の創設が完成してしまっており、部隊の補給に大変大きな困難をもたらした。結果として「西征」は挫折してしまった。そして第4軍の主力部隊は、38年9月から11月にかけて日「満」軍に捕捉され、その政治的軍事的影響力を失ったのである。⁽²⁸⁾

以上、密山県を含む地域における「東北抗日武装勢力」による抵抗運動の一端を紹介したのは、

36年から37年にかけて、全体として大きな発展（37年上半期に兵力は総計2万余に達した²⁹⁾）をとげたにもかかわらず、なぜその「游撃根拠地」を確保しえなかったのかという問題に接近するためであった。逆にいえば、民族矛盾の激化するなかで、1930年代前半の経済的危機を前提にして「抗日救亡政治」が創出しつつあった、「満州国」とは「異なる政治的空間」を、植民地支配の側がどのようにほりくずしえたのかを問うことでもある³⁰⁾。もちろんこの政治的空間は、地理的空間にのみ還元しうるものではなく、社会構造の奥深いところにもあると考えるべきであろう。したがって、「抗日游撃根拠地喪失の原因」は多層にわたるはずであり、単純化しえないが、次節では「はじめに」でふれたように1930年代後半期における「植民地的土地所有」の強権的創出が、密山県を中心とする「東安省」における、「満州国」とは「異なる政治的空間」を「窒息」させる重要な条件であったことを分析しておきたい。

Ⅱ．「東安省」における植民地的土地所有の形成

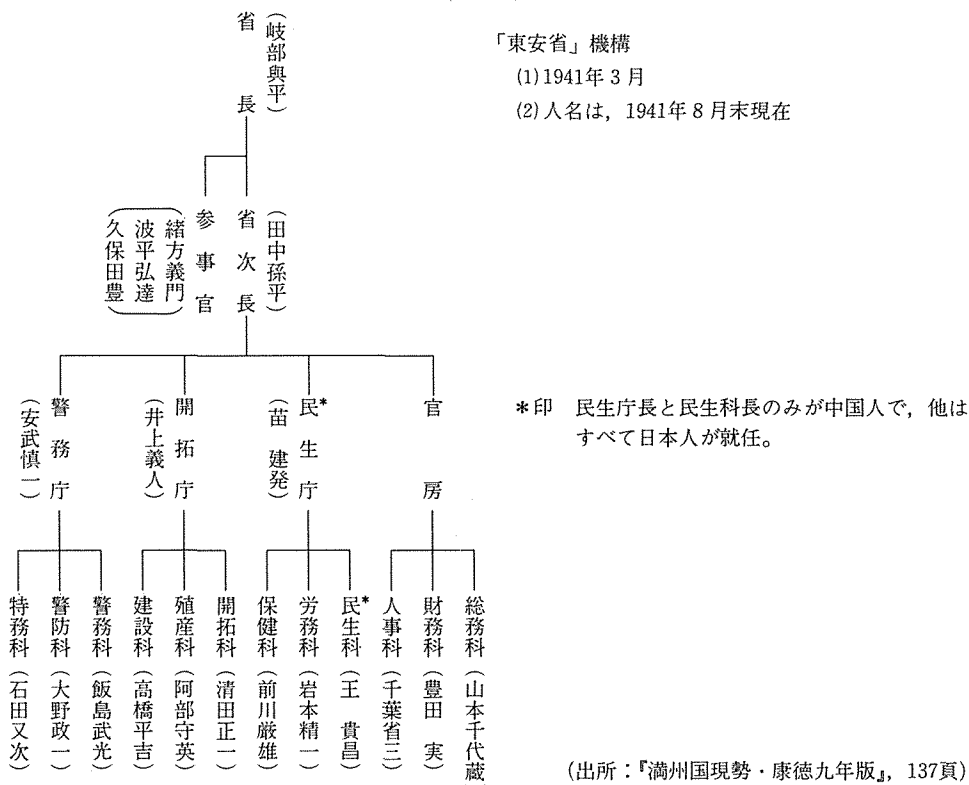
行政区画としての「東安省」は1939年6月1日、「北安省」とならんで新設された。所轄区域は、密山・虎林・饒河・宝清・林口・勃利の6県である。

「満州事変」後は、吉林省に属し、34年12月の地方制度改変で密山・虎林は濱江省に、饒河・宝清は「三江省」に所属した。その後、37年7月「牡丹江省」の新設では、密山・虎林が所属した。39年6月の「東安省」新設では、「三江省」の饒河・宝清、「牡丹江省」の密山・虎林、「三江省」勃利県の南部と「牡丹江省」密山・穆稜両県の一部を合して林口県とし、これら5県で発足した。のち、41年1月「三江省」勃利県を編入、6県となった³¹⁾。

いわゆる「東北満」地域の省レベルの所轄変更がきわめて頻繁であった理由は、「東安省」新設時の「国務院総務庁次長」の談話（39年4月18日）に明らかである。すなわち「満蘇国境に於ける国防的建設を軍事上の諸要請に即応せしめ」るうえで、「新省は必然的に国防的要請をその運営する行政の上に反映せしめ得る如きものでなくてはならぬ³²⁾」と。そしてこの直後、5月12日「ノモンハン事件」が「満・蒙国境」で展開する。行政区画の再編が、こうした「国防体制強化の一環」に位置づけられ、「国境省」が「蘇聯の覬覦を粉碎するため臨機応変の処置を講」じられるように、「省長の権限を拡充」するばかりでなく、「国境建設の完全なる遂行は民心の帰服、民生の安定の裏付」が必要であるとして、「弘報」、「民生」、「参事官制度」の強化が重要だとされていた³³⁾。「東安省」も、41年3月の改変時点で、第1図のような機構を備えていた³⁴⁾。

その後、第2次世界大戦（アジア太平洋戦争）下、43年10月には「牡丹江」、「間島」、「東安」の3省を統合し「東満総省」（総省長：三谷清、次長：田村仙定）とし、さらに45年5月、「牡丹江」、「東安」2省を「東満省」（省長：五十子卷三）とするにいたった。明白に戦争体制と表裏した改変であった。このことは県レベルについてもいいうことで、機構人事の点で「東安省」の虎林・鵝寧・密山の県長は日本人が任ぜられた。日本側駐屯部隊との「連絡折衝を円滑ならしめるため」

〈第1図〉



という理由であった。³⁵⁾

ではこうした「東安省」新設にみられるような政治的背景は何であったのか。

1938年12月10日、関東軍司令部の「満州国に対する内面指導」として「国境方面に於ける国防的建設に関する要望事項」が提示され、その方針に「現下の事態に鑑み日満共同防衛の見地に基き対蘇諸準備の一斑として北満開発の一重要部門たる国境方面に於ける国防的建設に関し……その施策の集中徹底化を図る」ことが強調された。³⁶⁾この「国境建設」方針は、すでにふれたように39年4月の「総務庁次長談話」に反映され、つづいて5月15日、「北辺振興政策」として3ヶ年計画（国境7省の国防施設整備、地場産業開発、民生振興）が発表された。³⁷⁾

当初38年12月の「要望事項」において、「国境」地域の重点地区の筆頭（「甲方面（イ）」）にあげられたのが、「牡丹江省、特に牡丹江市及虎林、密山、東寧、穆稜の各県」であり、39年6月の新設「東安省」の所轄県がそこには含まれていた。そして「北辺7省」にふりむけられた特別会計歳出決算は、39年からはじまって43年（44年から廃止）までの5ヶ年間に、合計2億1,930万円にのぼった。とくに、39年から41年までの3ヶ年に93%にあたる2億338万円が集中的に投下された。その内、39年予算を例にとると、「交通部請負事業」が総額約5千万円のうち43%の2,200万円を占め、国境道路建設をはじめとする交通施設に重点があった。40年予算においても、飛行場整備

などに重点がおかれ、「交通部予算」は総額約8,691万円のうち60%（約5,200万円）となっていた。

「北辺七省」の各省別予算枠は第11表のとおりで、39年総額2,424万円のうち「間島、牡丹江、東安、三江」の東部4省が59%を占め、「黒河、興安北、北安」の北部3省とならんで「国境」地域に対する政治的軍事的措置を反映させていた。⁽³⁸⁾

では、「北辺振興」の対象となった「東安省」の状況を、40年から41年頃の時点にとらえておこう。⁽³⁹⁾

面積は47,000km²（「九州」より1万km²多い）、650kmにわたってソビエト連邦と「国境」を接し、中央部は東西に完達山脈が走り、穆稜河は虎林・密山両県の中央を東流し、ウスリー江に注ぐ。この流域は密山平野として、地味肥沃という。鉄道は「図（們）佳（木斯）線」580.2km、「虎（頭）林（口）線」335.2kmが開通している。「農業移民・開拓」との関連で言及すると、「図佳線」のうち、図們から寧北（牡丹江）までが35年7月、寧北から林口までが36年6月、林口から佳木斯までが37年6月に完工、「図佳線」全線が完成した。「虎林線」は、まず林口から密山までの170.9kmが34年5月起工、36年6月完工、ついで密山から虎頭までの164.8kmが35年2月起工、36年11月完工（正式営業は37年11月開始）というように、37年半ばまでにはこの地域の基幹となる鉄道が敷設終了していた。⁽⁴⁰⁾さらに、「北辺振興」の重点政策であった道路網の建設は「交通部直轄東安土木工程処」があたり、軍事的道路（「警備討伐道路」を含む）のみならず「開拓道路」としての役割を担わせた。航空路も、牡丹江―東安間、佳木斯―宝清―東安、東安―虎頭―饒河のルートが開設された。これら交通運輸システムの出現は、明らかに「抗日武装」にとっては地理的空間的狭隘化をもたらしたものであった。

1941年1月、「三江省」の勃利県を編入した結果、総人口は約66万人となった。各県別統計は第12表のとおりとなる。

財政的には、41年度歳入総額の18%が固有財源（税収および税外収入）であり、他は「国庫補

〈第11表〉

年	北辺七省	間 島	牡 丹 江	東 安	三 江	北 安	黒 河	興安北	その他	合 計
1939年		2,151	4,285	3,186	4,687	1,532	5,542	2,856		24,241
1940年		2,322	3,042	3,469	3,575	3,282	3,892	2,825	1,410	23,820
増 減		+171	-1,243	+283	-1,112	+1,750	-1,680	-31		-421

*単位は千円、百以下切捨によるため合計のみ不整合。

（出所：『満州国史』総論、1970年、665頁）

〈第12表〉

各 県	密 山	林 口	宝 清	饒 河	虎 林	勃 利	合 計
面 積 (km ²)	13,439	3,335	8,827	5,422	10,374	6,328	47,725
人 口 (人)	330,765	61,260	69,034	14,652	47,122	140,097	662,930

（出所：『満州国現勢・康德九年版』、137頁）

〈第13表〉

歳 入 内 訳		歳 出 内 訳	
税 収	433,131	警 察	2,841,072 (50%)
税 外	577,570	県 補 助	(15%)
国庫補助	4,648,780	勸 業	(10%)
		衛 生	(7%)
		土 木	(4%)
		営 繕	(3%)
		教育など	(2%)
合 計	5,659,481 (円)	合 計	5,659,481 (円)

(出所：『満州国現勢・康德九年版』, 137頁)

〈第14表〉

1940年	各 県	密 山	林 口	宝 清	饒 河	虎 林	勃 利	合 計
農 家 戸 数		20,504	6,667	7,943	1,813	4,161	18,683	39,771
耕 地 面 積		112,175	14,703	26,333	3,497	10,081	58,221	225,010
可耕地面積		548,792	31,851	617,677	150,714	274,396	31,726	1,655,156

*面積の単位は陌

1940年	品 目	大 豆	包 米	水 稻	高 粱	小 麦
生 産 量		63,690	46,066	44,150	36,050	14,483
出 荷 量		29,463	3,603	27,688	14,490	5,821

*単位はトン

(出所：『満州国現勢・康德九年版』, 138頁)

助」に依る。概数は第13表のとおり。歳出費目の「警察」が50%を占めている点に注目したい。

産業領域では、大豆、包米、水稻、高粱、小麦生産を中心とした農業が圧倒的であり、40年度の各県別現況は第14表のとおり。

なお鉱業では、石炭が鶏西・滴道（滴道駅北方5キロ）・城子河（鶏寧駅北方5キロ）・悟山（鶏寧駅南方10キロ）の各鉱山で採掘され、鶏西のみが個人経営で、他は「満州炭硯株式会社」（1934年5月創立）の経営になる。ただし、41年、「密山炭硯株式会社」として独立し（満州重工業開発株式会社系列）、上記三採炭所を有し、粘結性瀝青炭を産出、製鉄用に朝鮮方面に輸出し、42年の生産高は218万トンという（滴道、109万トン、城子河、49万トン、恒山、60万トン）⁽⁴¹⁾。

おおむね以上で、「東安省」についての概略を述べてきたので、次に、「東安省」における植民地的土地所有の形成にかかわる問題群をとりあげたい。そして、この問題群こそ、日本側の「東安省」にたいする政治的経済的要求を具体的に示すものであった。

まず第1に、日本側の「満州農業移民政策」が、どのような内容をもっていたのかについてみよう。⁽⁴²⁾

周知のように、本格的移民期の開始をつけるものとされる1936年5月11日の「関東軍司令部・

満州農業移民100万戸移住計画」(20ヶ年500万人の移住)は、移民事業用地について、「国土開発、国防上の要求、交通、治安、耕作物等の関係を考慮して選定し、主として満州国政府に於て之を整備するものとす」、「(1)国有土地(逆産地を含む)、(2)公有地、(3)不明地主の土地、(4)其他未利用地、を優先的に充当し努めて先住民に悪影響を及ぼさざる様考慮する」と指示し、さらに移民事業用地の予定地域に、「三江省地帯、300万町歩」など合計1,000万町歩が指定されていた⁽⁴³⁾。つづいて、「関東軍参謀長通牒」として、36年7月9日付の「日本人移民事業用地整備要綱案」が出され、そこでは、「取得は迅速確実且廉価ならしむること」と、「現住民に悪影響を及ぼさざる如くすること」とが併記され、「満州国政府」が「1月以内」に「移民事業用地の決定」をおこない、「1年以内」に「調査」し、「用地の決定」までおこなうよう決められた。そして、「土地の買収は満州国政府幹旋の下に満拓に於て之を行ふものとす」とされ、資金調達も「満拓の増資及社債発行」に依るものとされた。⁽⁴⁴⁾これらの提議は、「満州現地案」として、「20カ年100万戸送出計画案」にとりまとめられたが、日本政府側もこれら为基础にして「拓務省案」を作成、36年8月、広田弘毅内閣のもとで「7 大策」の1つに「満州移民政策」が認知された。「拓務省」は、37年5月、「100万戸送出計画」のための「第1期計画実施要領」を公表、集団農業移民の具体化をはかった。⁽⁴⁵⁾

すでに「関東軍参謀通牒」において提起されていた「移民事業用地」の買収については、「満拓」がおこなうとされていた。そして、これは37年7月7日の「盧溝橋事件」前後の間に、「関東軍」主導のもと「満州国政府当局」と日本側とが協議を重ね、8月2日、「満州拓植公社ノ設立ニ関スル協定」の調印がなされるにいたった。「満州拓植公社」は、36年1月設立の「満州拓植株式会社」を「継承するものであったが、「日満合併の株式会社」(双方1,500万円ずつ出資)であることや、「移住ヲ助成シ満州国国土ノ開発」を前文にうたい、「公社定款第2条」には、移住助成・金融事業・「移住用土地ノ取得管理及分譲」という移民にかかわるすべてを網羅していた。⁽⁴⁶⁾

第2に、こうした経緯を経て設立された「満拓公社」は、移住用土地取得にどのようにかかわることになったのだろうか。まず、「満拓公社」が「満拓会社」から引きついだ土地は、235万2,855ヘクタールで、価格は2,497万円余、1ヘクタール当たり10円61銭であった。ついで、「満拓公社」は37年8月から41年3月末までに、「地券面積」(開拓用地整備面積)1,172万陌を取得、そのうち「地価支払面積」は592万5,176陌であった。「満州国政府」(39年2月、従来の「民政部拓政局」を拡充し「開拓総局」開設)による取得面積を含めた総計は第15表のとおりであった。

〈第15表〉

区 分	整備主体	「満州国政府」	「満州拓植公社」	計
整備着手面積		8,306,000	11,720,000	20,026,000
地価支払面積		4,875,754	5,925,176	10,800,930
地価未払面積		3,430,246	5,794,824	9,225,000

*単位は陌

(出所:喜多一雄『満州開拓論』,364頁)

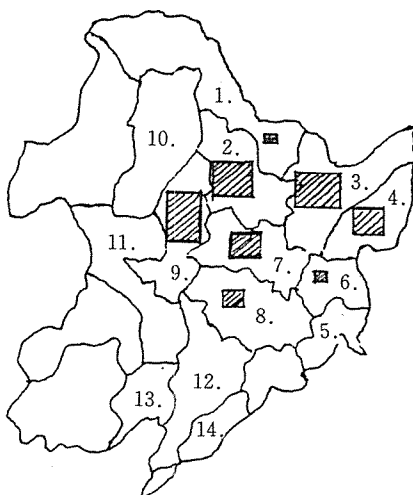
〈第16表〉

地 域	「省」 別	「政府整備」	「満拓整備」	計	合 計
「北 満」	1. 黒 河	17,042	205,974	223,016	4,657,306
	2. 北 安	1,457,628	589,965	2,047,593	
	3. 三 江	136,636	2,250,061	2,386,697	
「東 満」	4. 東 安	186,909	1,049,345	1,236,254	1,488,216
	5. 間 島	32,595	1,208	33,803	
	6. 牡丹江	45,303	172,856	218,159	
「中 満」	7. 濱 江	169,416	943,100	1,112,516	4,160,424
	8. 吉 林	231,988	356,902	588,890	
	9. 龍 江	2,172,894	336,124	2,459,018	
「西 満」	10. 興安東	166,512	2,055	168,567	169,692
	11. 興安南	0	1,125	1,125	
「南 満」	12. 奉 天	62,006	11,605	73,611	202,909
	13. 錦 州	120,926	2,753	123,679	
	14. 安 東	3,217	2,102	5,319	
合 計		4,753,072	5,925,176	10,678,247	

*単位は陌，ただし「政府」は40年末，「満拓」は41年3月末の集計
(出所：喜多一雄『満州開拓論』，364～65頁，第2・3表より作成)

〈第2図〉

「満州開拓用地整備図」



*番号は，第16表の「省」名と対応
(出所：喜多一雄『満州開拓論』，367頁)

〈第17表〉

	総面積	熟地		荒地	
		水田	畑	二荒地	荒地
東安	1,049,346	1,188	117,629	23,295	907,234
		11.3%		88.7%	
三江	2,250,060	5,506	343,416	186,083	1,715,055
		15.5%		84.5%	
濱江	943,100	5,853	151,172	152,233	633,862
		16.6%		83.4%	

*単位は陌

(出所：喜多一雄『満州開拓論』, 372頁, 第8表より作成)

この「整備着手面積」の総数約2,000万陌のうち、「地価未支払面積」922万5,000陌(約46%)が存在するが、さらにそのうちの約70% (643万6,000余陌)は「官公有地」であり、事実上、「着手面積」が「政府」および「満拓」の所有地となっていたといえる。この面積総計は「日本内地の耕地面積約600万町歩の3.7倍強に当たる」のであって、当時であっても「驚くべき巨量ではないか」といわれていた⁽⁴⁷⁾。

「地価支払面積」約1,000万陌の「省別整備土地面積」を示したのが第16表で、「北満」、「中満」、「東満」の地域的偏在が明瞭である(第2図)。

ここで、「東安省」に着目すれば、いわゆる「東満」全体の83%を占めており、「1省レベル」の土地取得という点では、「北安、三江、濱江、龍江の各省」となると重要拠点として位置づけられていることがわかる。しかも、「満拓整備総面積」からみれば、「東安省」は「三江、濱江の各省」とあわせて、424万陌で、さらに、「満拓整備土地」の地目別統計をみると、上記「東安、三江、濱江の3省」は、第17表のような内容を示していた。

みられるように、「東安省」での「満拓取得地」のうち、11.3% (11万8,800陌)が「熟地」、残りの88.7% (93万陌)が「荒地」であった。全体としてみると、「満州国政府」の取得面積のうち、「熟地」は21% (101万5,000陌)、「荒地」は79% (378万3,000陌)、「満拓」の取得面積のうち、「熟地」19%、「荒地」81%となっていた⁽⁴⁸⁾。

こうした「取得熟地面積」の比率の少なさと、いわゆる辺境地域を「取得」したこと(人口密度の低い地域)をもって、当時、「これこそ日本人開拓民が、原住民の先住地域を避けて、自ら未耕の荒野を開拓する難行道を踏みつつ、秩序あり、協調ある異民族協和國家を樹立せむとする皇道的意図の表はれでなくして何であらう」と述べられたりもしたが⁽⁴⁹⁾、純粹の「無主先占」の場合ならいざしらず、また、その自らの「善意」なるものを自己の政治的「必要性」から切り離して論ずる点もしばらく措くとして⁽⁵⁰⁾、果たしてこの比率論で「土地取得の正統性」を主張しえたであろうか。

「東安省」の場合を具体的に検討してみよう。まず、「満拓取得地」の「熟地」11万8,800陌と、

第14表に示された耕地面積22万5,000陌とを比較すると、両者の差、つまり耕地面積の10万6,200陌が、かろうじて「満拓取得」の対象から外されていたにすぎず、それともおそらく「政府取得地」の「熟地」によって侵蝕されたことは相像にかたくない。少なくとも、「東安省」耕地面積の52.8%が「満拓取得地（熟地）」とされたのである。「東安省」での「満拓取得地」104万9,000陌のうち「熟地」が11.3%でしかなかった（全体の平均は19%）とする現実はこのようなものであり、現実に所有しかつ耕作する中国の農民層（地主を含めて）への強権的土地収奪であり、植民地的土地所有の強行的創出にほかならなかった。その後「東安省」に所轄される密山県の場合、1936年4月までに「商租面積60余万晌」が「取得」を受け、60%以上の住民が土地所有権を失い、「満拓の小作人」になったという。⁶¹⁾「取得した熟地」比率の低さは、その先住耕作農民にたいする「土地収奪」であることをなんら否定するものではない。ある当事者の言及によれば「従来満人が入地し相当に落着いて耕作しているような処でも日本人の入植に都合がよく、したがってその定着に便利のよい土地は無理してまでも買収して仕舞うというような場合も起こった。これが先住の満人、漢人達には非常に侵略的な印象を与えるにいたった」といわれ、さらに「半強制的に軍権をもってまで買収を強行した」とされる。⁶²⁾

そこで第3に、「満拓」の土地取得の具体的内容を、主として「買収価格」の問題からあきらかにしておこう。

「整備土地価格」の構成要素は、

「1. 土地原価—土地収買価格

2. 補償費—原住民の居住せる地域にありての地上物件収買費と、不動産取得税に相当する金額の交付分、水路補償等の計額

3. 附帯費—土地取得に要する事務費」

からなり、⁶³⁾ 陌当平均土地原価は、民有地の「熟地」平均80円、「荒地」平均8円、ということであった。⁶⁴⁾ 第18表は、時系列別土地原価（平均）の推移である。

さらに「東安省」を含む地域の陌当最高地価を示すと第19表のとおり。最高地価とは「熟地」のなかでのものであり、最低地価とは「荒地」のそれである。

ところで、すでに早く1934年3月、「関東軍特務部」は「吉林省東北部移民地買収実施要綱」を

〈第18表〉

「整備主体」	年 度	整備面積 (陌)	単価 (円)
「東亜勸業および満州拓植株式会社」	1934.1～ 1937.8	1,007,952	5.64
「満州拓植公社」	1937.9～ 1941.3	4,909,743	16.35
「満州国政府」	1939.1～ 1940.12	4,753,072	21.11

(出所：喜多一雄『満州開拓論』, 377頁)

〈第19表〉

			「東安」「間島」 「牡丹江」平均
最高地価	水 田	A. 原 価	269.54 (円)
		B. 原価・補償・附帯	474.47
	旱 田	A. 原 価	105.18
		B. 原価・補償・附帯	135.16
最低地価	荒 地	A. 原 価	16.17
		B. 原価・補償・附帯	35.82

(出所：喜多一雄『満州開拓論』, 378頁)

提示し、「細部要領、第2、荒地は1晌当り国幣2円を標準とし、熟地の買収価格は成るべく安価に現地の実情を参酌し20円を越えざることとす」と指示していた。ここでいう「吉林省東北部」とは、「依蘭及密山」を中心とする地域で、のちの行政区画でいう「三江省、東安省」を指していた。⁶⁵⁾ ほぼ同じ頃(1935年9月末)の「三江省公署民政庁」の調査によれば、「依蘭県」の土地売買価格は第20表のとおりであった。

もし、34年3月の「指示」どおりに取得したとすれば、「荒地」が2円ということだから、中則地売買相場の約20分の1、上則地なら30分の1の値段で「買収」したことになる。「熟地」の場合も、20円ということだから、畑地(中則)で4分の1、上則なら6分の1の値段となる。

当時、「濱江省」所轄下の「密山県」の場合、買収地価は、相場の1—2割で「買収」されたという。⁶⁶⁾

あきらかに、土地売買相場を下まわって取得したということができよう。これは、浅田喬二氏も指摘するように、「まさしく、日本帝国主義による原住農民からの植民地的土地収奪」と規定しうるものであり、⁶⁷⁾ 植民地的土地所有関係の創出でもあった。

さらに、第4の問題として、「満拓公社」、あるいは、1939年1月「産業部外局」として開設された「開拓総局」の保有した「移民用地」内に形成された植民地的土地所有関係そのものの検討が必要となる。これは、中国農村の側からみた問題として次節においてとりあげるので、ここでは、君島和彦氏の日本側からみた分析にしたがって概観するにとどめたい。⁶⁸⁾

〈第20表〉

種別 \ 等級	上 則	中 則	下 則
畑 地	121.40	82.80	58.40
水 田	100.00	70.00	40.00
荒 地	60.70	41.40	—

*単位は円、1晌当たり

(出所：国務院総務庁情報処『省政要覧第4輯 三江省(日文)』1936年3月、102頁)

〈第21表〉

年次	整備面積	小作地面積	小作戸数
1937	2,352,855	—	—
39	5,713,199	560,245(9.8%)	87,755
40	—	(44万)	(86,000)
41	6,515,462	402,273(6.2%)	85,455
44	6,138,358	321,196(5.2%)	85,995

*単位はヘクタール、戸

なお、1940年は概数のみ

(出所：『日本帝国主義下の満州移民』, 203頁より作成)

〈第22表〉

事務所	総 数			管理人1人当たり	
	管理人(人)	戸 数(戸)	面 積(响)	管理戸数(戸)	管理面積(响)
佳 木 斯	287	20,397	162,133.84	71	6,564.92
牡 丹 江	109	11,644	85,132.84	106	781.03
ハルビン	230	14,615	185,759.73	63	807.65
チチハル	50	2,720	53,594.70	54	1,071.89
吉 林	146	19,789	126,136.80	135	863.95
東 安	62	15,241	101,188.77	245	1,632.07
本社直轄	52	3,349	28,173.02	64	541.78
計	936	87,755	742,119.70	93(平均)	792.86

*原資料は、『満拓公社・業務概要』(1940年), 218頁。

(出所:『日本帝国主義下の満州移民』, 206頁)

「満拓公社」の取得した「熟地」における「小作地面積と小作人戸数」を示したのが第21表である。

「満拓」は、取得してからの「土地管理事業」の重要な柱として、「小作地制度」の導入をはかり、第21表のごとく、各年とも「小作戸数」8万5,000戸を維持し、それとの間に1年契約の「小作関係」をもっていた。そして、1939年3月には、各「地方事務所管理係長会議」において「土地管理提要」制度や「原住民トノ連絡ヲ密ニス」ることがとりきめられた。⁽⁵⁹⁾

そこで「満拓公社小物地管理人」の一覧表(第22表)をみていただきたい。

すなわち、本社直轄地にも「管理人」が存し、全体として936人が8万7,755戸の「小作戸」を管理、平均して管理人1人当たり93戸の「小作」を支配していたのであり、平均792.86响(当時の日本面積に換算すると約589町歩)の管理面積をもっていた。君島和彦氏もいうように、「管理人」は「有力な地主」であり、逆に「満拓公社は、買収前のこれら地主を買弁化し利用することで、その小作地支配を維持しえたのである。⁽⁶⁰⁾「三江省」の佳木斯のケースはその自然条件からみて大規模であるが、「東安省」の10万响、1万5,000戸の「小作」という規模にも注目しておきたい。つまり第14表の「東安省」農業戸数と耕地面積を基準としてみると、戸数では38.3%、小作面積では33.1%を占めていたのである(なお、註51)の密山県のケース参照のこと)。

「小作関係」の実態についてみておくと、基本的に「定額物納制」(1942年頃まで)で、44年からは「穀物建定租代金納」(金納化)となっていた。「物納」には、大豆、粳、雑穀(高粱、包米、大麦、小麦、蕎麦、小豆、大麻)が指定され、小作料はおおむね水田で2—3割、畑地で4—5割であったという。⁽⁶¹⁾「満拓公社営業収入」の内訳をみると、営業収入総額に占める「土地管理収入」の比率は、1938年36.7%(約221万円)、39年31.5%(約387万円)、40年29.8%(約508万円)、41年20%(484万円)、42年19.4%(約638万円)、43年22.1%(約963万円)となっていた。⁽⁶²⁾「土地管理収入」の絶対額が増加している点は、「戦争と直結した『開拓増産総合動員計画』による『公社管理地緊急増産計画』」の推進と関連しあっていたとされる。⁽⁶³⁾

このようにとらえると、とくに「熟地」をめぐる植民地的土地所有は、単に「移民事業」の確保という点にとどまらず、中国農村社会の階級構造に逆規定されて形成されてきたといえるだろう。ここに、民族矛盾を激成した日本の侵略が旧来の「地主」層を「管理人」としたことに示されるように、中国国内階級矛盾をも激化させずにはおかない現実的基盤があった。しかも、この国内階級矛盾は、植民地的土地所有の崩壊とともに、1945年8月以降の中国農村社会の激動のなかで、明瞭に新しい方向性（農民的土地所有）をつくりだす歴史的前提となったのである。次節では、こうした中国農村社会の実態を、「東安省」を中心にした植民地的土地所有との関連であきらかにすることによって、30年代前半期の「抗日救亡」の政治的空間を含む流動的社会構造が、また、従来からの農村在地支配の構造（地主権力）がどのような再編成をとげたかについてみておこう。

Ⅲ．1930年代後半期、地主権力の変容と農村社会

1946年をつうじて、「東安一帯」の農村工作団に参加して、土地改革運動にたずさわってきた李爾重は、「東安一帯地主階級研究」という報告を書いている。⁶⁴⁾ここでは、主としてこの報告にもとづいて植民地時代の「東安一帯」の地主権力の構造的特徴について、「満拓地区の地主階級」と「開拓地区の地主階級」に分けてとりあげる。

まず第1に、「満拓地区」について。

表面的にみれば「階級支配者」は日本人のようにみえるが、すでにふれたごとく、中国人地主は、「土地管理人」として再編成され厳存していた。

宝清県青山区西五甲の地主、李士玉がその典型である。かれは、西五甲、東五甲、四甲、東六甲、西六甲の五ヵ村の「満拓地」を管理している。もと奉天人で、宝清にきて30余年になるが、当初、「胡子」の韓算盤子とアヘンをとりあつかって土地100余晌を手に入れ、張学良政権下では「甲長保董」となり、「油房」や「粉房」を経営していた。「満拓」に買い上げられてからは、「土地管理人」として、また村長として、青山区の支配者となった。100晌余の土地所有者でしかなかった李士玉は、五ヵ村の地権＝1,900晌を支配したのである。しかも、彼自身は、200晌を占有するにいたり、それは最も肥沃な土地で、五ヵ村の農民を順番に耕作させ、小作に出さない土地として、事実上の公然たる「黒田^{くろでん}」であった。西五甲には、かれの親戚の、孫文彬がいるが、もと没落地主であったのが、「満拓」のもとで良地120晌を手に入れ、そのうち7晌分の「小作料」しか支払っていなかった。西五甲には、李子玉のもとに「満拓買収」後に勢力をえた「五大家族」が君臨していた。⁶⁵⁾

鶏寧県滴道区蘭嶺村の旧地主郭海亭も、「土地管理人」となり、100余晌の良地を占有、管理面積は800余晌であったが、実際は「満拓」にはその半分の400晌分の「小作料」しか支払っていなかった。⁶⁶⁾

〈第23表〉

	「管理人」	出 身	
1. 永 豊 村	徐 元 坤	胡子, 小儉, 把頭, 無頼	
2. 永 慶 村	張 守 業	胡子と結ぶ, 無業	
3. 東 北 段	平 金 發	流氓特務	
	「地 主」	「満拓」後	状 況
4. 永 安 村	段 建 臣	没 落	政治的に不活発
5. 永 升 村	辛 有 信	没 落	旧地主
6. 永 升 村	侯 新 立	没 落	旧地主
7. 永 慶 村	項 蘭 亭	「発 財」	流氓 胡子, 2. と結託
8. 永 慶 村	馬 令	「発 財」	無産の流民
9. ?	殷 方	「発 財」	無産の流民
10. 永 平 村	劉 子 華	「発 財」	旧小地主
11. ?	李 富	原状維持	旧地主

(出所: 李爾重, 註64, 16頁)

「土地管理人」の農民に対する搾取方法は、(1)「黒田」(「荒地」と称したり、地券をごまかして残した土地など)、(2)「黒 租」(「満拓」は毎晌、6斗の租を要求したが、それに2斗から3斗を上のをせして徴収、虎林県の太和屯の馬成前は3斗も上のをせしていた)、(3)「良地」の独占、(4)「満拓」規定の「新開荒地は3年免租」を無視し徴収、(5)日本植民地権力を背景に、無償労働を強制、拒否すれば「反満」、「通敵(ソビエト)」として「特殊劳工」にまわす、(6)「満拓」からの貸付金や役畜を不正にとりこむ、(7)「小作人」から節季ごとに物品を強要、拒否すれば小作地をとりあげる、(8)「管理人」は当該地の加工業者(油房、粉房)を兼ねる場合が多く、当然糧穀売買にかかわることから、流通過程で高率の利益をあげること、などにまとめられる。⁽⁶⁷⁾

「満拓土地管理人」の前身は、その大部分が旧地主であるが、「地痞、流氓」がその役に就く場合もある。第23表は鶏寧県の一部を示す。

「満拓地区」の事実上の地主階級は、さらに一群の特権層として存在する。「土地管理面積」が広大なため(第22表参照)「土地管理人」の代理人が養成される。また、「満拓地区」の「屯牌長」らは「地権」を掌握して、村に君臨し、たとえば「劳工」(強制労働)にも一切出ることなく、事実上の「地主的特権」を手に入れる。さらに、「有力者」として、「警察、特務、悪覇」などが事実上、地主化する。たとえば、密山県平陽区の「偽警尉」柁樹豊は、恒山区張家街村に住居していたが、上流に位置していることを利用して、下流の水田1晌につき5斗の「租」を「私人」として強要したりしていた。⁽⁶⁸⁾

とくにこれら「満拓地の地主階級」をいくつかの類型に分けて問題とするのは、1946年段階の土地改革にあたって、地主側が「土地はお上のものだから、分配してもよい」が「物資は自分のものだから分配できない」として、「浮産」のとりこみをはかろうとしたからであった。

「満拓地区」におけるもう1つの課題は「小照地」問題であった。1939年になって、一部の「土地の買いもどし」を認め、地券を発行するにいたった。これが「小照地」である。これを実施し

た経済的意味は、生産力増強のために荒地の開拓を促進するところにあった。1939年10月、「東安省」に「土地買回事務局」が設置され、1932、3年頃に発給した「土地受取證」にもとづいて「厳格に審査」し、「県開拓科開拓股土地係」が地券を交付することになった。測量班による「土地番号」と「地照番号」を確認する作業が入るため、地主は測量班を有利に買収することが可能であった。「東安省」では、41年に測量終了、ようやく43年に「地照」が交付された。密山県哈達区の大地主沈子均は、もともと密山、鶏寧、勃利一帯に土地を所有しており、「満拓管理人」の張茂福もその支配下であり、日本側の許可で哈達崗で「焼鍋焼酒」を経営していた。「土地買回^{かいもどし}」の過程で、かれは、哈達崗、宝山屯、大荒地の3ヵ村で、557.2晌を買いもどし、宝山屯1村だけで300晌をも占め、全哈達区でその半数を占めた。張茂福も200晌、恒山区小恒山村の闕奎一は、「警察・特務」の関係で200晌、黒台区の孫宝升は「開拓科」に勤めていたことを利用して100晌の土地を「買回^{かいもどし}」することができた。それだけでなく、沈子均は、43年4月の1ヵ月間に、3ヵ村の12名から「小照地」150晌を「購入」していた。⁽⁶⁹⁾

このように「小照地」問題は、地主層に新たな経営規模拡大の機会を与えたことになり、「満拓地区」内の地主権力の強化にも一定の役割を果たしていたといえるだろう。

では、「満拓地区」での地主経済はどのような経営様式をもっていたのだろうか。

鶏寧県滴道区柳毛河老達子溝の地主、郭生は、5人の「雇農」で42晌を耕作、老達子溝全体で4台の大車のうち3台を、全屯で13匹の馬のうち4匹を、20頭の牛のうち9頭をそれぞれ所有、家族も働いていた。これはいかにも「経営地主」のようであるが、実際は、政治的に「胡子団長」李延年と関係があり、「大配給店」の萬發源の経理と交流があり、村での「悪覇」的位置を占め、経済的にも老達子溝の農民の労働力「人工」を、自己の役畜労働と不等交換するような搾取をおこなっていた。これらは、郭生を地主とみなすべき根拠となる。⁽⁷⁰⁾

「満拓地」という植民地的土地所有関係そのもののなかに、こうした地主権力が実際に存在しており、旧来の地主支配よりも苛酷な諸形態をもって村落内に君臨している事実こそ、46年段階の土地改革のなかで直面した現実であった。もちろんこの現実を、当時すぐには認識しえず、「満拓地」は日本の所有であるから、地主は不存在であり、単に「平和的に土地分配」すればよいというとらえ方があったわけである。同時に、他方で、本稿の視角からみれば、「満拓地」における地主権力の再編成が「東安省」地域で本格的に展開するのは、37年以降であり、それゆえにこそ密山県の事例に示されるような、60%の住民が「満拓」支配下におかれる事態のもとで（註61参照）、「抗日救亡政治の社会的空間」がちょうどこの頃より狭陰化されつつあった点に注目したい。植民地的土地所有の強権的創出が、「抗日救亡政治」を地域に定着化できなかったという変革主体の側の弱点を通して、地主権力の再編成に一定程度成功しえたのである。たしかに、朱建華氏も指摘するように、日本側の軍事力の圧倒的優勢や「集団部落建設」の集中（抗日聯軍の活動地域での設立数は、36年に3,261、37年に4,922、38年にいたって合計1万2,565にのぼった）といった直接的支配の強化と、それらに反撃するための「抗日游撃根拠地建設」という面での認識と実

踐のたちおくれ、あるいはその未解決が、38年以降の「抗日聯軍」の立脚点を失わせるにいたったともいえよう⁽⁷¹⁾。しかしながら、こうした「抗日救亡政治の社会的空間」の存在を確実に破壊しえた社会経済的基礎過程は、植民地の土地所有とそのもとでの地主権力の再編成にあったことを確認しうると思われる。

第2に、「開拓地区」の地主階級についてとりあげよう。

すでに一部言及したように、日本側の移民政策とその実施は、「試験移民期（32—35年）」から、「本格的移民期（37—41年）」を経て、「満州移民事業の崩壊期（42—45年）」へと推移するが、その間における「開拓地区の中国地主階級」についての実態については、あまり知られていない⁽⁷²⁾。

日本の開拓移民団が、密山県を含む、のちの「東安省」に入植したのは、主として第4次移民団（35年6月）、第5次移民団（36年7月）からであった。第4次は、城子河や哈達河に、第5次は、永安屯、朝陽屯、黒台、「信濃村」に入植、その後、第6次移民団は、虎林県にかけて広範囲に入植した⁽⁷³⁾。

黒台区の地主、王兆桐は200余晌を所有していたが、「開拓団」のため、黄家店の荒地200晌と代替せられた。しかし、この代替時に、かれは黒台の一部の農民の代替地を事実上併合してしまい、所有地をさらに200晌も増加させた。もちろん、かれは黒台に居住したままであったので、黄家店の土地は「当地の窮戸」に耕作させた。こうした事例は普遍的にあり、代替地に移住しないで地主小作農関係を拡大する機会を得たのである。

ところで、こうした代替地地主の形成とならんで、「移民団」の土地所有になってからも、たとえば、新興区吉東屯の張公という地主は自分の家を「移民団本部」に提供、「移民団」が土地を「小作」に出す場合必ずかれの手を経るようにすることに成功、これも事実上の「土地管理人」化し、さまざまな収入を得たのである。同じく吉東屯の陳洪海もそうした地主の1人であった。吉東屯の「北部一般」の「開拓団の土地」を完全にとりしきった牌長単述文は、「小作管理」を通じて「地権」を掌握しえた1人であった。「開拓地」の地主が、「地権」をもって農民を支配しえたのは、日本の植民地支配権力との関係から生じたものであり、それ以外の諸特権（加工業経営、入手困難な配給物、砂糖や綿布の操作など）もそこに起因していた⁽⁷⁴⁾。「開拓団」は、規則の上では「土地管理人」を置けないわけ（「自作農主義」）だから、中国人地主を非公式に代理人化せざるをえないし、それだからこそ地主層もいわば「自由」に「地権」と「農民」を支配しうる余地が生まれていたのである。当時、「開拓地」の雇傭労働についての分析が必要とされたのも、在地の支配関係を有効に利用することと関連があった⁽⁷⁵⁾。

宝清県大区王福崗村に入植したのは、山形県の集団移民で、43年12月12日時点で40戸、168人の規模であったが⁽⁷⁶⁾、李爾重によれば、到着後2年たらずで、「開拓団」は土地を完全に「小作」に出してしまい、その結果、村の中国旧地主たち、郭慶臣、陳宝祺、王殿軍などは「二掌櫃」、「二地東」としての役割を果たすことになったという。そのもとにおける農民は、地主たちによって先取された良地以外の劣悪な土地を耕作し、「小作量」は逆に最高額を支払わされた。なぜなら、

1 响当たり 2 石 5 斗糧の生産物のうち、日本人に 1 石 2 斗から 1 石 5 斗を支払い、強制「出荷糧」6 斗のうち 3 斗を負担しなければならなかったからである。⁷⁷⁾

こうした植民地的土地所有のもとにおける階級支配の重層的構造は、「軍用地」の場合にもあてはまる。たとえば、鶏寧県滴道区蘭嶺村の頭道歪子の「軍用地」は、計桂、梁順田、孟翠頭の 3 人によって管理され、農民たちはこれらの中国人を「地把頭」とよんでいた。これらの土地は、「小作」に出す場合 8 畝を 1 响とみなすため（もちろん、日本人から管理を委託された時は 10 畝＝1 响であった）、5 响ごとに 1 响分の日本人への「小作料」7 斗がそのまま「地把頭」に入ることになった。いうまでもなく、7 斗に上のせして徴収する分は除いてである。⁷⁸⁾「軍用地」内のこうした階級支配関係は、虎林県において最も普遍的なものであったとされる。

こうしたことから、1930 年代後半期、旧来の地主権力の再編成と、新しく養成された「新興地主」とによる支配のシステムが、ひとつの社会的構造として内実をもちはじめ作動しはじめる過程を読みとることができると考える。この過程の起源は「満州事変」以後、とくに 37 年以降の植民地的土地所有の強権的創出にあったこと、そして、それが「抗日救亡政治の社会的空間」を「窒息」させる最も深い基盤であったことはすでに述べた。したがって、「植民地支配関係」がとりのぞかれたあとに露頭したのは、まさしく、その植民地的土地所有という表層によっておおいかくされていた事実上の「地主権力」による地域支配のシステムであったといわねばならない。最後に、46 年段階の直面した課題についてふれて、しめくくりとしよう。

むすび——土地改革の直面したもの——

1945 年 8 月、約 14 年にわたる日本帝国主義の植民地支配が終止符をうったが、その時、「貧苦の人民はなおたちあがらなかった」⁷⁹⁾地主階級にとっては好機到来であった。事実、各村の「大排隊（公安隊、保安隊）」は地主によって組織され、政治的には優勢であった。経済的には、「地権」を入手することであり、政治的変動を利用した土地兼併であった。口実には、「土地は元来、自分のものであるから、自分にかえしてもらおう」ということで、それにたいし「窮人」たちは手をこまねかざるをえなかった。さらに、地主層は「敵産保全と政府への引きわたし」を大義名分にして、自己の武装力をもって占拠、たとえば、石河北屯の「関東軍医院」は、隋広州と畢興奎によって押さえられたばかりか、板 1 枚 30 元、瓦 1 枚 5 元というふうに売りさばかれたりした。⁸⁰⁾

植民地的土地所有のもとで、旧来からの地主権力は、全体として再編を受け、一部は没落し、またその多くは植民地権力の政治的枠組を利用しつつ旧来の力を維持するか、農民にたいするよりいっそうの権力的支配のシステムをつくりあげるかしてきた。これは、「満拓地」創出が、そうした中国国内階級関係のあり方を規定していると同時に、逆規定されてしか植民地的土地所有を維持しえなかった現実の反映であった。これを歴史的にみると、第 1 段階として「満州事変」から 5、6 年の間、なお「抗日救亡政治の社会的空間」を維持しえた諸条件が、37、8 年を境に確立

された「植民地土地所有」のために崩壊させられ、「地主権力」の再編成が実現する。そうした意味で、この間に民族的抵抗がかなり大規模に展開しえたことが、赤裸裸な植民地的土地所有を強行しない限り支配を維持しえないと判断した日本側の根拠の1つであったことはまちがいない。第2段階としての「中国地主権力」を従属的に内在させた植民地的土地所有関係は、それ自体の「発展」を生みだすことなく、植民地権力全体の崩壊とともに解体され、従属的であった中国地主権力が前面にたちあらわれる。この問題への接近は、理論的にも実践的にもジック・ザックではあるが、一般の農民にとっては「植民地的土地所有」下に育てられた中国地主権力そのものの「清算」が、「植民地」支配からの政治的経済的脱却のための条件としてとらえられる過程をたどる。⁽⁸¹⁾ なぜなら、地主権力はその再編過程において「植民地的」なるものとして一様に着色されないで存在しえなかったからである。対比的にいうならば、「抗日救亡政治の社会的空間」をおしつづけた「植民地的土地所有」が、今度は、45年8月以降、その内部に統合していた地主権力の支配のシステムそのものを崩壊に導く条件として作用したのである。「東安省」という地域的限定を付しつつ、⁽⁸²⁾ こうした問題にかかわるものとして、戦後中国東北地域社会の変動をも視野に入れて「満州国」期分析の必要性を強調したい。

(1986年8月14日)

(1987年11月11日修改)

註

- (1) 浅田喬二『日本帝国主義下の民族革命運動』, 未来社, 1973年, 426頁。
- (2) 元仁山『東北義勇軍』, 黒龍江人民出版社, 1982年, 「東北抗日自衛軍和李杜」62—75頁, 「中国国民救国軍和王德林」76—86頁。なお, ここでは抗日運動を支えた社会基盤を「抗日救亡」政治と規定しておく。池田誠編著『抗日戦争と中国民衆』, 法律文化社, 1987年, 第1編第1章の拙稿「概観—『中国ナショナリズム』としての『抗日救亡(救国)』論」を参照。
- (3) 福田晴夫『吉林省・密山県』『満州国地方事情』, 満州国大同学院満州国地方事情編纂会編, 1934年, 91—147頁。
- (4) ちなみに, 1932年12月21日付, 「総司令・丁超, 李杜」の布告を示しておく。

東省鐵路護路軍 聯合軍總司令部佈告 第一五號
吉 林 自 衛 軍

爲佈告事概自東北事變庶政沈淪交通梗阻百業彫敝經濟竭蹶民生困苦密穆勃等縣爲謀挽救之法前曾印發市券籍以調濟國法用蘇民困查東北各縣爲出產富庶之區而梨樹鎮尤爲東北貨物出入之口值此新粮上市商業恢復之時交通遲滯省幣不入東北貿易端賴市券流通查各縣印發市券基金均甚充裕信用亦頗昭著各縣粮商以券易貨輾轉貿易互有裨益東北國法得以活動如各守畛域互相觀望則商民裹足遺害良非淺渺現在本部爲統一幣政計業經印發吉林永衡哈洋券收回各縣市券以免紊亂而裕國法除通告暨分令外特此佈告各縣商民人等一體知照此佈

丁 超
總司令 李 杜

中華民國二十一年十二月二十一日

- (5) 管忠行(拓政司)「構造的變革過程に於ける密山県の社会的經濟的機構(一)」『民政部調査月報』(「民政部總務司資料科」)第1卷第3号(1936年3月), 15頁—36頁。および, 同上「(二)」『民政部調査月報』第1卷第4号(1936年4月), 27—40頁。
- (6) 孫占文「清代黒龍江省の土地開発」『黒龍江省史探索』, 黒龍江人民出版社, 1983年, 265—66頁。
- (7) 前掲註(5), 『民政部調査月報』第1卷第4号, 32頁。
- (8) 龔惠・馬彦文「東北抗日聯軍第4軍」『黒龍江党史資料』第1輯, 中共黒龍江省委党史工作委員會資料編輯室, 1985年4月,

54頁。

(9) 王景・金宇鍾「中国共産党黒龍江省組織沿革概況（初稿）」『黒龍江党史資料』第1輯，8頁。

(10) 前掲註(8)，55—57頁。

(11) 前掲註(8)，58—59頁。

(12) 前掲註(8)，60頁。金宇鍾・常好礼「黒龍江省境内の抗聯各軍組織」『黒龍江党史資料』第2輯，1985年8月，118頁。

(13) 前掲註(8)，61—62頁。

(14) 李延祿口述・駱賓基整理『過去の年代』（關於東北抗聯軍の回想），黒龍江人民出版社，1979年，224—228頁を参照。

(15) 前掲註(8)，62頁。なお，朴鳳南については，『中共党史人物伝』第17巻，1984年，金東和「朱徳海」の項，266頁参照。

(16) 前掲註(14)，228—43頁。李延祿は，県委を朴鳳南と記しているが，ここでは前掲註(8)に従う。

(17) 前掲註(14)，264—67頁，276—78頁。なお，受けた指示は，4月20日付の「中国人民対日作戦的基本綱領」にある「抗日六大綱領」であったという。

(18) 前掲註(8)，62—63頁。

(19) 前掲註(8)，64頁。なお，「東北抗日同盟軍第4軍」（230余人）の建制は次のとおり。

軍長：李延祿

政治部主任：何忠国（35年6月「犠牲」）

参謀長：胡倫

1 団団長—楊太和，政委—李守忠

2 団団長—張奎，政委—何忠国

3 団団長—蘇衍仁（小白龍），政委—鄧化南

独立營營長—文栄（打東洋）

衛隊連連長—崔成浩

前掲註(12)，『黒龍江党史資料』第2輯，119頁による。

(20) 前掲註(14)，293—300頁。

(21) 前掲註(8)，64—66頁。35年9月の第4軍の建制は次のとおり。

軍長：李延祿

政治部主任：羅英（代）（のち「叛変」）

参謀長：胡倫

1 団団長—楊太和（35年9月「犠牲」）

2 団団長—張奎

3 団団長—蘇衍仁

4 団団長—李学福，参謀長—崔石泉

5 団団長—李天柱

6 団団長—孫成仁

7 団団長—宮顯庭

独立第5旅—郭徳福

前掲註(12)，第2輯，119—20頁による。

(22) 前掲註(8)，66—67頁。なお，前掲註(14)，322—25頁には王克道についての回想がみられる。

(23) 東北地域全体の動きについては，拙著『中国近代東北地域史研究』，法律文化社，1984年，第4章第4節，主として，290頁以下参照。

(24) 「東北抗日聯軍第4軍」の建制は次のとおり。前掲註(12)，第2輯，120—21頁。

軍長：李延平（36年3月，李延祿は入関し，交替）

政治部主任：羅英（「叛変」後は，黄玉清が任ず）

参謀長：胡倫

1 師師長—張奎

2 師師長—鄭魯岩（「叛変」），参謀長—崔石泉

3 師師長—李天柱

4 師師長 (36年7月)—劉振国

- 25) 前掲註(8), 70頁。
- 26) 山田朗「第4章 軍事支配(2)日中戦争・太平洋戦争期」『日本帝国主義の満州支配』浅田喬二・小林英夫編, 時潮社, 1986年, 185—89頁参照。
- 27) 朱建華「東北抗日游撃根拠地の建立與喪失」『中国抗日根拠地史国際学術討論会論文集』, 檔案出版社, 1986年, 220—231頁。
- 28) 前掲註(8), 74—76頁。
- 29) 李鴻文「東北抗日聯軍中」『人民日報』1985年1月7日, 第5版。
- 30) 「南満」磐石県における, 楊靖宇らの抗日武装の社会的基盤との関連については, 拙稿「論東北抗日游撃根拠地の歴史意義」『中国抗日根拠地史国際学術討論会論文集』, 檔案出版社, 1986年, 207—219頁を参照。
- 31) 『満州国現勢・康德九年版』, 満州国通信社, 1941年, 137頁。
- 32) 『康德六年版・満州国現勢』, 満州国通信社, 1939年, 241頁。
- 33) 前掲註32, 241頁。
- 34) ちなみに, 「東安省」新設時の主な機構・人事は次のとおり。前掲註32, 242頁。
 省長: 御影池辰雄
 次長: 岐部興平
 警察庁長: 原野是男
 開拓庁長: 田中孫平
 官房=庶務・企画・民生の3科
 警察庁=警務・特務・警備の3科
 開拓庁=殖産・開拓・建設・保健の4科
- 35) 満州国史編纂刊行会編『満州国史』総編, 満蒙同胞援護会, 1970年, 662頁。さらに, 「関東軍師団配置」によれば, 密山に, 1938年末, 「第11師団」が設置された(前掲註29, 205頁)。なお「鶴寧県」は密山県西部を分離したもので, 「東満総省」段階に設置された。
- 36) 「国境方面に於ける国防的建設に関する要望事項」(昭和13, 12, 10, 関東軍司令部)『現代史資料(9), 日中戦争(二)』, みすず書房, 1964年, 786頁。なお, この文章は, 「関東軍参謀部第4課(政策)高級参謀」片倉衷(就任は1937年11月で, 当時は第3課)によって起草されたもので, 「國務院総務庁企画処」に手交され, 「星野直樹総務長官」, 「治安部関係者」らによる「現地視察」も含めて, 検討を加えた上で翌39年2月「企画処案」が関東軍に示された(片倉衷『戦陣随録』, 経済往来社, 1972年, 299頁)。
- 37) 「北辺振興政策」は, 1939年5月11日の「國務院」による「国境建設施策基本要綱」にもとづいており, 当時, 「産業開発5ヵ年計画」, 「開拓政策」とならんで「3大國策」と称されたという(片倉衷, 前掲書, 299頁)。
- 38) 以上の数字は, 前掲註35, 664—65頁, に依る。
- 39) 前掲註31, 137—38頁にもとづく。
- 40) 鉄道関係の出所は, 王学俊審校・馬里千, 陸逸志, 王開濟編著『中国鐵路建築編年簡史(1881—1981)』, 中国鉄道出版社, 1983年, 195, 196頁による。なお, 同書, 64頁も参照。
- 41) 「密山炭砦」については, 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』通巻第23冊, 325頁, および, 前掲註35, 『満州国史』各論, 1971年, 594頁の統計参照。
- 42) 日本側の「移民政策」の展開とその矛盾を分析したものとして, 浅田喬二「満州農業移民政策の立案過程」, 満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』, 龍溪書舎, 1976年, 第1章, 所収, がある。
- 43) 喜多一雄『満州開拓論』, 明文堂, 1944年, 156—57頁。
- 44) 前掲註43, 168—70頁。
- 45) 前掲註42, 浅田喬二論文, および同書所収, 第2章「満州農業移民関係機関の設立過程と活動状況」(君島和彦)を参照。
- 46) 前掲註45, 君島和彦論文, 156—60頁。
- 47) 前掲註43『満州開拓論』, 364頁。
- 48) 前掲註43『満州開拓論』, 371頁。

- 49) 前掲註43『満州開拓論』, 368頁。
- 50) 拙稿書評「浅田喬二『日本知識人の植民地認識』, 校倉書房, 1985年)『歴史評論』1986年8月号(No.436), 142—43頁参照。
- 51) 軍政部顧問部『満州共産匪の研究』第1輯, 1937年3月, 742頁。密山県での「商租地」(軍案買収予定面積)は, 可耕地面積931,500晌のうち, 409,487晌を占め, 44%となっていた。同書, 第2輯, 1937年8月, 116頁。
- 52) 満州開拓史刊行会編『満州開拓史』, 1966年, 270—71, 74頁。なお, 「満州開拓政策基本要綱草案」には, 「開拓用地の取得は, 従来の満拓公社による如く, 稍もすれば原住民の既耕地をも包含買収する傾向を戒め, 原住民の利益を擁護して未利用地開発方針を厳守」すべきことを述べていた。「要綱」は1939年12月22日, 日本政府と「満州国政府」とによって閣議決定された。
- 53) 前掲註43『満州開拓論』, 375頁。
- 54) 前掲註43『満州開拓論』, 376頁, 第10表参照。
- 55) 満鉄経済調査会『満州農業移民方策』(2—1—7)(1936年), 87頁。
- 56) 孔経緯「1931至1945年間日本帝国主義移民我国東北的侵略活動」『歴史研究』1961年, 第3期, 104頁。
- 57) 前掲註(1), 『日本帝国主義下の民族革命運動』, 424頁。
- 58) 以下, 前掲註45『日本帝国主義下の満州移民』第2章, による。
- 59) 前掲註45, 204頁。なお, 「満州拓植公社」の「地方事務所」は, 1943年時点で, 12箇所, 「出張所」は55箇所にのぼった。「地方事務所」の所在地は, 「ハルビン, 佳木斯, 北安, 東安(東安省東安市), チチハル, 牡丹江, 吉林, 奉天, 間島, 扎蘭屯, 黒河, 錦州」の各地で, 「出張所」のうち, 本稿と関連する「東安省」のみ例示すると, 「勃利(勃利県), 宝清(宝清県), 林口(林口県), 鶏寧(密山県城子河村鶏寧屯), 虎林(虎林県)」の各地にあった。満州国通信社編『満州開拓年鑑(昭和19年, 康德11年版)』, 1944年, 複製版(1986年, 鶴和出版), 54—55頁。
- 60) 前掲註45, 207頁。
- 61) 前掲註45, 207頁。
- 62) 前掲註45, 208頁, 第2—13表。
- 63) 前掲註45, 209頁。
- 64) 李爾重「東安一帯地主階級研究」『東北地主富農研究』李爾重・富振聲等著, 東北書店, 1947年, 1—78頁。なお, 1945年8月以降の東北における土地改革問題については, 拙著『中国近代東北地域史研究』, 第5章を参照。
- 65) 前掲註64, 10—12頁。以下, 頁数のみの場合は, 李爾重報告とする。
- 66) 12頁。
- 67) 12—15頁。
- 68) 17—21頁。
- 69) 22—27頁。
- 70) 28—30頁。
- 71) 前掲註27, 朱建華論文。なお, この論文には, 1940年4月, 中共南満省委書記兼東北抗聯第1路軍副軍長であった魏拯民(1909—41)の報告, 「破壊を蒙ってからの大部分の地区では, 活動を回復しえていない。この原因は主として, 地方工作を軽視する思想にあり, …こうした方面の幹部を養成しなかった」ためである, との引用がなされている。Chong-Sik Lee, *Revolutionary Struggle in Manchuria*, University of California Press, 1983, p.294ff. 参照。楊靖宇の死も, 40年2月のことであった。
- 72) 前掲註(1), 浅田喬二著書, 427—28頁には, 「開拓農民に分与された土地のうち, 相当部分が小作地として原住農民に貸出されたのであって, 農業移民の部分的な地主化さえ行なわれたのである」と指摘し, 「関東軍」が当初, 意図した「自作農定着主義」は「部分的には崩壊に瀕していた」と鋭い分析を加えている。ただ, 「原住農民の小作農化」の階級的構造をも視野に入れるべきであろう。
- 73) 前掲註42所収, 小林英夫「第5章 満州農業移民の営農実態」, 415頁の第5・4図②, を参照されたい。1943年12月現在の「東安省」における「日本内地人開拓団一覧表」は, 前掲註69, 『満州開拓年鑑』, 296—99頁に所収。
- 74) 31—35頁。
- 75) 満州国立開拓研究所資料第13号『開拓村に於ける雇傭労働事情調査』, 1941年。およびその継続調査としての, 「農業労賃調査」『大陸開拓』(開拓研究所彙報)第4輯, 第8輯を参照。とくに, 第8輯所収の「第2節 東安省の部」をみられたい。

(76) 前掲註59, 『満州開拓年鑑』, 299頁。

(77) 35—36頁。

(78) 38頁。

(79) 51頁。

(80) 51—53頁。

(81) 前掲註83, 拙著, 337頁以下で「植民地的土地所有関係の清算」としてふれるところがあった。

(82) 東北農村の土地所有制のなかで, 植民地的土地所有(「満拓地, 開拓地, 軍用地」など)が優勢を占めるのは, 「北満」地域で, 地主的土地所有と「自作農」(小農民)的土地所有は, 「中満」地域に多い。本稿は, 主として「北満」地域を中心にして考察を加えた。石雅貞「第2章 土地改革」(『東北解放区財政経済史稿』主編: 朱建華, 黒龍江人民出版社, 1987年所収も参照。